

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [会社再編と労働契約](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

会社再編と労働契約

32 会社再編と労働契約

Q 私の会社では、経営再建のため会社の再編成が検討されています。雇用が守られるか心配ですが、法的にはどのような扱いとなるのでしょうか。

**P
O
I
N
T**

- 会社合併の場合には、労働契約は包括承継されます。
- 営業譲渡の場合には、労働契約の承継は2つの会社の間で合意され労働者の同意を得ることが必要です。
- 会社分割の場合には、承継される営業に主として従事する労働者の労働契約は、当然に新設（吸収）会社に承継されます。

- A**
1. 合併
会社の合併の場合、権利義務が包括承継されますので、合併して会社を新設する場合であれ、吸収合併であれ、労働契約は当然に合併後の会社に承継されます。
 2. 営業譲渡
営業譲渡の場合は、営業を構成する権利義務の個別的な承継（特定承継）が行われますので、労働契約の承継は、2つの会社間で労働契約譲渡の合意がなされ、労働者の同意を得て行われることになります。
 3. 会社分割
会社分割は、平成12年5月の商法改正によって創設されたもので、会社の「その事業に関して有する権利義務の全部または一部」を分割して、

新会社を設立する「新設分割」と、別会社に吸収させる「吸収分割」とがあります。

会社分割の場合は、権利義務の移転については、承継されるものとして分割計画（分割契約）に記載された権利義務が一括して新設（吸収）会社に承継されるという、部分的包括承継の考え方をとっています。この考え方を基本として、「労働契約承継法」によって労働契約に関する承継の範囲が定められています。

まず、承継される営業に主として従事する労働者の労働契約は、会社分割により当然に新設（吸収）会社に承継され、それら労働者の労働契約は分割計画（分割契約）に記載されなければならない、されなかった労働者は異議を述べることができ、異議を述べれば新設（吸収）会社に労働契約は承継されます。これに対して、承継営業に従事してしか従事しなかった労働者は、分割を行う会社に残ることが保障され、かりに承継対象として分割計画（分割契約）に記載された場合には、異議を述べて分割会社に留まることができます。

以上のように、「承継される事業に主として従事する」かどうかによって、労働契約が新設（吸収）会社に承継されるのか、分割会社に残るのかが決まることとなりますが、これについては、指針（平12労働省告示127号）が公表されており、詳細な判断基準が示されています。

また、改正商法、会社法および労働契約承継法は、会社分割を行う際には、その理由、負担債務、承継される事業に主として従事する労働者の範囲等について、すべての事業場の労働者の過半数代表組合ないし過半数代表者との協議、承継営業に従事する労働者との間で本人の希望の聴取などを行い協議をすること、分割を承認する株主総会の2週間前までに所定事項の通知を行うことなどの手続を履践することを求めています。これらの協議が行われなかった場合には、労働者は労働契約承継の効力を争うことができます。（日本IBM事件／最高裁第2小法廷判決平22・7・12）

54

55

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.